

# 久留米県税事務所からのお知らせ

福岡県では、組織体制の見直しにより、浮羽地区県税相談窓口を廃止します。

納税証明書の発行手続や県税の申告書等の受付については、最寄りの県税事務所または県税相談窓口をご利用ください。皆さまには、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◇**廃止日** 平成31年3月31日

●**問合せ** 久留米県税事務所 課税第一課 Tel.0942-30-1012

## 久留米税務署からのお知らせ

☆平成30年分の申告書の提出・納税の期限

◇**所得税及び復興特別所得税・贈与税**

3月15日（金）まで

◇**個人事業者の消費税及び地方消費税**

4月1日（月）まで

久留米税務署では、申告相談会場を

**2月18日（月）から開設します**

◇**受付時間** 9時～16時

※土・日曜日及び祝日は休みです。

※申告相談の受付は、原則として16時までとさせていただきます。受付終了間際は大変混雑する場合がありますので、お早めにご来場ください。

☆**申告書には、マイナンバーの記載が必要です！**

税務署に申告書等を提出する際は、

**マイナンバーの記載+本人確認書類の提示または写しの添付**が必要です。

●**問合せ** 久留米税務署 Tel.0942-32-4461（自動音声案内）

＜いつでもどこでも**スマホ**で申告＞

平成31年（2019年）1月から、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書を作成・提出することができます。

＞ID・パスワード方式で申告

- ・ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信！
- ・源泉徴収票などの**添付書類は提出不要！**
- ・申告書の控えはPDF形式で**スマホに保存！**



＞**スマホで見やすい専用画面**

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

※事前に最寄りの税務署で①ID（利用者識別番号）と②パスワード（暗証番号）を取得する必要があります。  
※マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。  
※パソコン・タブレットからもご利用いただけます。



## 平成31年度 **給食費・学用品費**などの援助（**就学援助**） 申請の受付を開始します

うきは市教育委員会では、経済的理由により給食費や学用品代などの費用の支払いにお困りの保護者に対して、援助金を給付する制度を設けています。

※**援助申請は毎年度必要です。現在援助を受けている方も、学年が変わるたびに申請が必要です。**

◇**対象者**

小学生か中学生がいる世帯で、平成30年度または平成31年度中に下記条件のいずれかに該当する世帯。

- ①生活保護の停止または廃止になった世帯で学費に困っている世帯。
- ②世帯全員の市町村民税が非課税または減免されている世帯。
- ③国民年金の掛金が全額免除されている世帯。
- ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯。
- ⑤保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合。

※援助額や申請方法などは、市ホームページで閲覧できます。お子さまが通っている学校で申請してください。就学援助費のうち、入学用品費については平成31年3月に支給を予定しています。

●**問合せ** 学校教育課 学事係 Tel.75-4950